

新しい働き方推進助成金

テレワークの導入などの新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりのための取組みに必要な経費の一部を助成することにより、県内企業等の「働き方改革」を進めることを目的とします。

支給額

助成対象経費の1/2以内

支給額上限：(1)テレワーク推進コース50万円

(2)新しい働き方に対応した誰もが働きやすい職場環境づくりコース30万円

対象事業

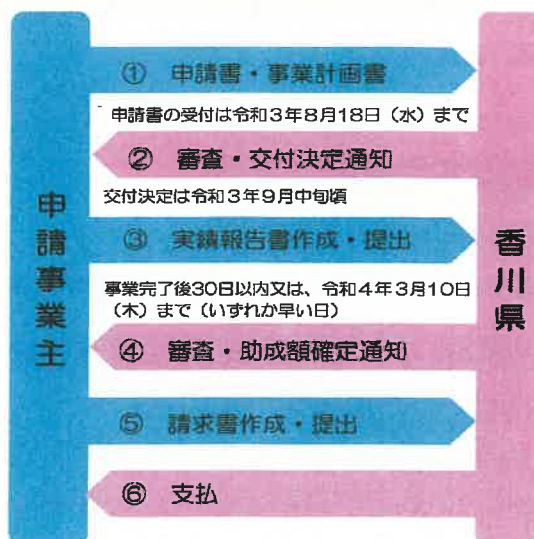
かがわ働き方改革推進宣言企業が行う、次に掲げるいずれかの事業とします。

助成対象事業	助成対象経費
(1)テレワーク推進コース テレワークの新規導入やサテライトオフィスの設置を行う事業 ※新たにテレワークに関する制度を規定した就業規則等を整備すること	① 就業規則等作成費（上限：10万円） ② 機器等購入費（※1点当たりの購入額（税抜）が5万円以上のもの） ③ 設備等導入費 ④ 施設等改修費
(2)新しい働き方に対応した誰もが働きやすい職場環境づくりコース 新しい働き方を推進するための、Web会議やWeb面接の導入、就業規則の作成・変更、職場環境改善のための設備の導入・施設改修、社内研修・セミナーへの参加などを実施する事業	① 就業規則等作成費（上限：10万円） ② 機器等購入費（※1点当たりの購入額（税抜）が5万円未満のものも対象） ③ 設備等導入費 ④ 施設等改修費 ⑤ 研修費（上限：10万円）

- 上記助成対象経費等の詳細については、募集要項をご確認下さい。
- 土地の取得費用、既存施設の取り壊し費用、消費税及び地方消費税は対象外です。
- 事業は助成金の交付決定以降に開始し、令和4年2月28日（月）までに完了するものが対象となります。

手続きの流れ

- 申請書・事業計画書は令和3年8月18日（水）までに提出してください。（消印有効）
- すでに工事に着手していたり、完了している場合は申請できません。
- 審査により、不採択となる場合があります。



対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の1から6のいずれにも該当することが要件です。

支給要件		チェック
1	香川県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業事業主であること。	
2	「かがわ働き方改革推進宣言※」を行っていること又は助成金申請時までに当該宣言を行う予定であること。	
3	過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。	
4	過去3年間に悪質な不正行為により国又は地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む。）を受け、又は受けようとしたことにより当該助成金等の不交付措置を執られていないこと。	
5	雇用保険の適用事業主であること。	
6	県税の滞納がないこと。	

※『かがわ働き方改革推進宣言』県内の企業等が「働き方改革」についての取組み目標を県のホームページに登録し、広く公表するものです。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/mark-koufu.html>

様式のダウンロード

助成金の詳細については、「新しい働き方推進助成金交付要綱」及び「新しい働き方推進助成金募集要項」をご覧ください。交付要綱、募集要項及び所定様式は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/atarashiihatarakikata.html>

申請受付・問い合わせ先

香川県商工労働部労働政策課 総務・労政グループ

香川県高松市番町四丁目1-10

Tel: 087-832-3366 Fax: 087-806-0211

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/index.html>

『かがわ働き方改革推進宣言企業マーク』

